

議案第 41 号

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

野田市児童福祉審議会条例（昭和52年野田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び地方自治法」に改める。

第7条を次のように改める。

（専門委員会）

第7条 審議会に、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項を調査させるため、規則で定めるところにより、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、市長の推薦により会長が指名する。
- 3 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 5 委員会は、調査した事項について、審議会に報告する。
- 6 審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項について審議し、市長に意見を述べる。

第7条の次に次の2条を加える。

（意見の聴取等）

第8条 審議会及び委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

野田市児童虐待事件再発防止合同委員会を野田市児童福祉審議会の専門委員会として位置付けようとするものである。

参考資料

野田市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市児童福祉審議会条例(昭和52年野田市条例第11号)

改 正 案	現 行
<u>(設置)</u> 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第8条第3項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u> <u>(専門委員会)</u> 第7条 審議会に、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項を調査させるため、規則で定めるところにより、専門委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。 2 委員会の委員は、市長の推薦により会長が指名する。 3 委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 4 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。 5 委員会は、調査した事項について、審議会に報告する。 6 審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項について審議し、市長に意見を述べる。 <u>(意見の聴取等)</u> 第8条 審議会及び委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 <u>(委任)</u> 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	<u>(設置)</u> 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。 <u>(その他)</u> 第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。